

管理栄養士名簿訂正・書換え交付申請書

記入方法・記入例

(名簿登録事項に変更がある場合)

申請者が記入する欄

第四号様式 (第四条及び第六条関係)

記入しないこと。 記入しないこと。 *都道府県番号

*登録番号

*訂正書換え交付年月日

収入印紙欄 (消印しないこと)

管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第	#####	号	登録年月日	昭和 平成 令和	3	年	4	月	30	日
------	---	-------	---	-------	----------------	---	---	---	---	----	---

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後 (第 1 回)	変 更 後 (第 2 回)
本 籍 地 (国籍等)	東京都	東京都	
ふりがな	えいよう はなこ	こうろう はなこ	
氏 名	栄養 花子 (旧姓)	厚労 花子 (旧姓)	
旧姓併記の希望		有・無	有・無
通 称 名			
性 別	男・女	男・女	

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

変更の理由及び年月日 婚姻のため 令和8年9月25日

上記により、管理栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。

令和 8 年 10 月 1 日

電 話 03 (5253) 1111

住 所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏 名 厚労 花子 生年月日 大正 昭和 平成 令和 西暦 10 年 8 月 9 日

厚生労働大臣 殿

備考 1 申請する項目のみ○をすること。
(新しい内容の免許証が不要であれば、免許証書換え交付申請は不要。なお、名簿訂正申請のみの場合、名簿訂正手続きが完了した旨の通知等は行いません。)

必要な額の収入印紙(収入証紙ではない)を貼ること。

【手数料】

●名簿訂正:950 円/回

●書換え交付:2,350 円

※2回分の訂正と書換え交付をまとめて申請する場合、

950 円×2回 +2,350 円= 4,250 円

変更前:添付する免許証の内容(現在名簿に登録されている内容)を記入すること。旧姓と通称名は、免許証に本名とともに併記していた場合に記入すること。併記していなかった場合や、旧姓又は通称名を有しなかった場合は該当欄に斜線を引くこと。

変更後:本籍～性別の全ての欄を記入すること。(変更がない事項も記入すること。)

略字等を使用せず、必ず戸籍通りの文字をはっきり記入すること。ふりがなも記入すること。

旧姓併記の希望:免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「有」に○をすること。「無」が選択されている場合、あるいは未記入の場合、「旧姓」の記入欄に記載があっても、併記はされないの、注意すること。

旧姓・通称名:旧姓又は通称名を有していない場合や併記を希望しない場合は、該当欄に斜線を引くこと。

通称名(外国籍の方のみ)は、記載をもって併記を希望したものと見なすこと。

誤って記載した場合は、二重線で削除すること。

複数回分の変更をまとめて申請する場合は、変更回数に応じて次のように記入すること。

●●のため ●年●月●日

○○のため ○年○月○日

外国籍の方で、令和8年10月1日より前に管理栄養士名簿に国籍を登録され、戸籍法施行規則の一部を改正する省令(令和7年法務省令第9号)施行に伴う名簿訂正・免許証書換え交付申請を行う場合(国籍等を台湾又はパレスチナに変更)は、「改正前に登録された国籍を●●に変更するため ●年●月●日」のように記入すること。変更の年月日は申請日を基本とする。(申請日以前でもよい。)

申請時(変更後)の氏名とすること。

日本国籍の方は和暦で記入すること。

(添付書類)

□ 変更事項が確認できる書類(コピー不可。発行より6か月以内のもの)

➢ 戸籍謄本又は戸籍抄本

※ 現在の戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること(従前戸籍の記載を省略しないこと)。変更前(現在名簿に登録されている内容)から現在の戸籍に至る経過を確認できない場合は、経過を確認できる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等を併せて添付すること。

※ 旧姓併記を希望する場合は、併記したい旧姓を確認できる戸籍謄本等から、現在の戸籍に至る経過を確認できる戸籍謄本等が必要。

※ 住民票に併記される旧姓(旧氏)は、直前の旧姓とは限らないこと、変更年月日や理由を確認できないことから、名簿訂正申請の添付書類とすることはできない。

➢ 外国籍の方については、住民票の写し(国籍等の記載が有り、個人番号の記載が無いもの。)

※ 変更事項を確認できない場合は、確認できる書類を併せて添付すること。

※ 併記できる通称名は、住民票記載のものであること。

□ 免許証の書換え申請を行う場合には、書換え前の管理栄養士免許証

※ 免許証を紛失している場合は、名簿訂正手続きと再交付申請を同時に行うこと(書換え交付申請は不要)。

□ 名簿訂正手続きを30日を過ぎて申請を行う場合には、遅延理由書(任意様式)